
最近の判例から (10)－アスベストと工作物責任－

差戻控訴審において吹付けアスベストと悪性胸膜中皮腫罹患の因果関係が認定され、賃貸人兼所有者の工作物責任が認められた事例

(大阪高判 平26・2・27 判時2236-72) 新井 勇次

吹付けアスベストが露出している建物内で就労していた男性が悪性胸膜中皮腫を発症し死亡したため、遺族が所有者兼賃貸人に対して損害賠償を求めた事案で、一審及び二審において所有者兼賃貸人の工作物責任が認定され遺族の請求の一部が認められたが、上告審にて、当該建物が通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになった時点を明らかにしないまま建物の設置又は保存の瑕疵の有無について判断したことに審理不尽の違法があるとされ、差戻控訴審において、当該建物が遅くとも昭和63年2月頃には通常有すべき安全性を欠くと評価され、所有者兼賃貸人について占有者としての工作物責任が認定された事例（大阪高裁 平成26年2月27日判決 一部変更 確定 判時2236号72頁）

1 事案の概要

本件は、亡B（以下「B」という。）の相続人である第1審原告ら（以下、X1、X2、X3及びX4、併せて「Xら」という。）において、Bが鉄道高架下に設置された貸建物（以下「本件建物」という。）内で稼働中、建物内部に吹付けられたアスベストの粉じん曝露したため、悪性胸膜中皮腫に罹患し、自殺を余儀なくされたと主張して、第1審被告／所有者兼賃貸人Y（以下「Y」という。）に対して、損害賠償を請求したものである。

一審、二審とも、Yの民法717条1項に基

づく工作物責任を認めたが、Yは、二審の判決を不服として上告した。

上告審においては、原判決（二審）において、本件建物が通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになったのはいつの時点であるかを明らかにしないまま、本件建物の設置又は保存瑕疵の有無について判断しており、審理が尽くされておらず、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとして差戻しされたものである。

2 判決の要旨

差戻し後控訴審において、裁判所は以下のとおり判示して、Xらの請求を認容した。

(1) アスベストの危険性に関する知見及びアスベストの規制状況について

昭和62年になると、同年2月に、環境庁監修の「石綿・ゼオライト」が発行され、「石綿には、いかなる低濃度でも安全とする最少の閾値はない」こと、アスベストの吹き付けされた建物内でも石綿曝露の危険性があることが指摘されると、同年中に、全国紙が相次いで、吹付けアスベスト曝露の危険性を報道するようになり、これに呼応して全国各地で吹付けアスベストの除去工事が行われるようになった。これと併行して、行政も、文部省が昭和62年7月に、全国すべての公立小・中・高校を対象に、吹付けアスベストの実態調査を実施し、吹付けアスベストの除去工事が進

められることになり、同年9月には、建設省が既存建物の通常の使用状態において、空气中に石綿が飛散するおそれのある吹付け材等については飛散防止又は撤去のための方策を取ることを通知し、同年11月には、建設省が建築基準法令の耐火構造の指定から吹付けアスベストを削除した。そして、昭和63年2月には、環境庁・厚生省が都道府県に対し、吹付けアスベストの危険性を認め、建築物に吹き付けられたアスベスト繊維が飛散する状態にある場合には、適切な処置をする必要があること等を建物所有者に指導するよう求める通知を發した。

以上によれば、遅くとも、上記の通知時である昭和63年2月頃には、建築物の吹付けアスベストの曝露による健康被害の危険性及びアスベストの除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになったと認めるのが相当である。

(2) Bの悪性胸膜中皮腫の発症原因について

認定事実を総合すると、Bの悪性胸膜中皮腫は、昭和45年から平成13年頃までの本件2階倉庫における吹付けアスベスト由来のアスベスト(クロシドライト)被爆を発症原因としていると認めるのが相当である。

(3) Yは民法717条1項に基づく本件建物の設置又は保存上の瑕疵に係る責任を負担するかについて

認定事実によれば、吹付けアスベストが施工された本件2階倉庫の壁面につき修繕等の措置を執ることが許容されているのは専ら賃貸人であるから、Yは本件建物の賃借人の従業員として本件建物内で勤務していたBに対する関係で、本件建物を管理支配すべき地位にあるものとして、民法717条1項にいう占有者に当たると認めるのが相当である。

民法717条1項にいう「占有者」、すなわち、土地の工作物の設置又は保存の瑕疵の責任主

体は、複数存在しても支障はないのであるから(最高裁昭和29年(オ)第848号昭和31年12月18日判決)、A文具(本件建物の賃借人)が民法717条1項の適用上、Bに対する関係で本件建物の占有者と認められるとしても、そのことから直ちに、A文具が第一次的に責任を負うとして、Yの責任が免除され、あるいは軽減されると解することはできない。

(4) 結論

以上によれば、XらのYに対する本訴請求は、X1につき2992万7947円、その余のXらにつき各1000万8982円及びこれらに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容すべきであるが、その余の請求は理由がないから棄却を免れない。

よって、Xらの控訴に基づき、これと異なる原判決を上記の趣旨に変更し、Yの控訴をいずれも棄却することとする。

3 まとめ

本件裁判は、アスベストにより悪性胸膜中皮腫に罹患して死亡した男性の遺族が、建物所有者に対して起こした国内で初めての民事損害賠償請求訴訟である。

一審(RETIO80-156参照)、二審とも、建物所有者に民法717条1項の占有者としての工作物責任を認めているが、二審では、賃借人である占有者は相当な危険防止措置を尽くしたと判断できるとした上で、建物所有者としての責任を認めた。

本件差戻し後控訴審では、通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになったのは何時の時点かを検証して判断したものであるが、損害賠償請求額については差戻し前控訴審の判断を踏襲しており、所有者兼賃貸人の工作物責任が認定された事例として参考になる。

(調査研究部主任調整役)